

【参 考 資 料】

資料1	ヌートリア・アライグマの基礎知識	1
資料2	防除に係る申請手続き	4
資料3	防除実施計画書の記載例	8
資料4	防除に係る支援措置	24

資料1 ノートリア・アライグマの基礎知識



1 ノートリア

- 原産地** 南アメリカから毛皮用として移入
- 形態** ドブネズミに似る。前歯が赤く、後脚に水かきがある。
(体重) 6 ~ 9 kg (頭胴長) 50 ~ 70 cm (尾長) 35 ~ 50 cm
- 食べ物** 草食性で水辺の植物を食べる。ドブガイを捕食するなどの報告もある。
- すみか** 河川・水路・池沼・ため池などの周辺に巣穴を作って繁殖。
- 生態** 基本的には夜行性であるが、昼間でも活動が観察される。
陸上での動きは緩慢だが、泳ぎは得意で水棲生活に適応。
- 繁殖** 決まった繁殖期はなく、年間3 ~ 4回繁殖。1回に平均6 ~ 7頭を出産。
- 痕跡** カモに似た水かきと爪のある足跡を残す。
水路からの上り口に、草が倒れ、泥が付着した通り道ができる。
5 cm程度のラッカセイに似た糞を水中や水際にする。

被害

- 農業被害** 水辺近くで栽培されているイネや根菜類などを食害
- 生態系被害** 水辺の植生に被害。水辺の植物に依存する昆虫等に影響。二枚貝などに被害。
- その他** 堤防・土手などに穴を開けるなどの被害。

捕獲

- 箱わなの設置場所** ノートリアが水路から上がる場所、巣穴周辺に設置する。
- 餌** ニンジン・サツマイモ・ブロッコリー・スイカ・リンゴなど



ノートリアの前歯（オレンジ色をしている）



ノートリアの後脚（水かきがある）



ノートリアによる被害



わなの設置場所（水辺の上り口に仕掛ける）

2 アライグマ



- 原産地** 北アメリカからペットとして移入
- 形態** タヌキによく似るが、尾の縞模様や眉間の縞、5本指の足跡などで見分けられる。
(体重) 6 ~ 10 kg (頭胴長) 40 ~ 60 cm (尾長) 20 ~ 40 cm
- 食べ物** 雑食性で、小型ほ乳類、小鳥のヒナ・卵、魚、両生類、昆虫、果実など。
- すみか** 他の動物が掘った穴、木の洞などのほか、住宅の屋根裏、物置などに侵入し繁殖。
- 生態** 夜行性で、森林や湿地帯から市街地まで多様な環境に生息。
一般的には水に近い場所を好む。
- 繁殖** 通常は4 ~ 6月頃に1回繁殖。1回に平均3 ~ 4頭を出産。
- 痕跡** 足の裏と5本の指と爪跡が明瞭に残る。
糞はイヌに似る。糞には、植物の葉や種子、動物の骨や殻が含まれやすい。

被害

農業被害 ナシ、ブドウ、トウモロコシ、スイカ、メロン、イチゴ、養魚、養鶏等に被害。

生態系被害 雑食性で幅広い食性があり、野生の動植物を食べる。在来種を駆逐。

生活被害 家屋に被害。騒音・糞尿被害。歯が鋭く、人や飼育動物への噛みつき。

感染症媒介のおそれ(アライグマ回虫・狂犬病など)

捕獲

箱わなの設置場所 アライグマの通り道、家屋への侵入口の近くに設置する。

餌 キャラメル味のコーン菓子やピーナッツバターを塗ったクラッカーなど、甘くて油の匂いの強いもの

(錯誤捕獲を避けるため、ドッグフードやソーセージなどは使わない。)



アライグマの前脚

(手の平と長い指があり、器用に餌を取ることができる)



アライグマの後脚



アライグマの尻尾

(縞模様が特徴)



アライグマの牙



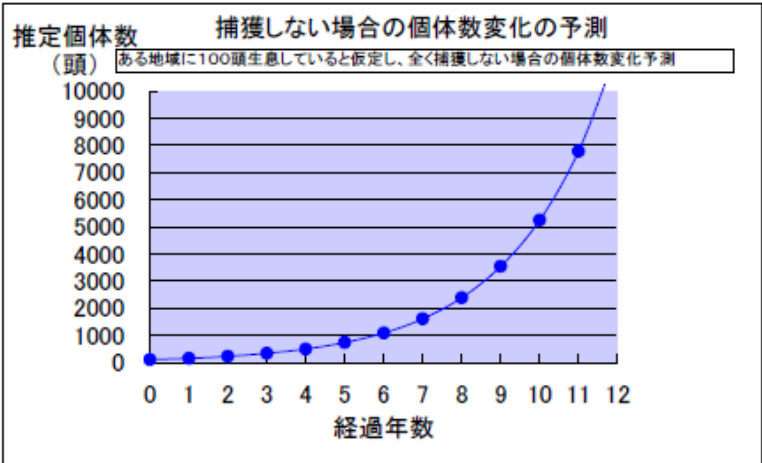
箱わなの設置場所(家屋の侵入口や通り道)

ヌートリア・アライグマの捕獲が十分に行われなかった場合、個体数は急増を続けます。残った個体が繁殖源となることから、「地域からの完全排除」を目指した徹底捕獲が必要です。

【アライグマの生息頭数変化の予測】 ある地域の生息頭数を100頭と仮定した場合

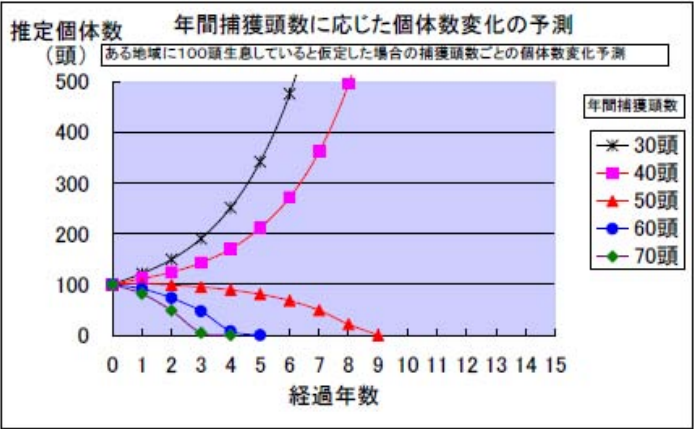
アライグマを全く捕獲しない場合の個体数変化の予測

初年度100頭が10年後には5千頭余り、12年後には1万頭を超える。



アライグマを毎年一定量捕獲した場合の個体数変化の予測

- ・初年度100頭のアライグマを毎年一定量捕獲した場合、30～40頭の場合は増加の一途をたどり、50頭捕獲で9年後、60頭捕獲で5年後、70頭捕獲で4年後に0頭になる。
- ・従って、早期に発見し、早期に対策を取る方が、捕獲総頭数、投資経費、農業被害、生態系被害が抑制される。



(資料) 兵庫県アライグマ防除指針より抜粋

資料2 防除に係る申請手続き

1 「計画的な防除」の確認申請（「防除実施計画」を策定）

(1) 申請書

外来生物法第18条第1項の規定に基づく申請書を、環境省中国四国地方環境事務所に2部提出する。

(2) 申請書様式

「特定外来生物の防除の確認又は認定申請書」(環境省ホームページからダウンロード可能)に必要な事項を記入し、これに防除実施計画書を添付する。

申請内容は、表1のとおりとする。

表1 「計画的な防除」の申請内容

申請事項	内 容	摘 要
特定外来生物の種類	ヌートリア(ミュオカ ストル・コイプス) アライグマ(プロキ オン・ロトル)	・ 和名を記載し、括弧書きで学名を付記する。
防除を行う 区域	市町村全域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現に被害が確認されている地域又は被害が今後生じるおそれがある地域を設定する。(特定外来生物被害防止基本方針) ・ 「計画的な防除」は、既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合に行うもので、機動的に対応するため、原則として市町村全域を区域とする。
防除を行う 期間	平成23年3月31日 まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3～5年間程度とする。 ・ 原則として「ヌートリアの防除に関する件」、「アライグマの防除に関する件」(平成17年6月農林水産省、環境省告示)の防除期間の終期である平成23年3月31日までとし、計画が終期を迎える時に、計画の達成に関する評価を行い、必要な改訂等を行う。 ・ 期間内でも、必要に応じて改訂等を行う。
目 標	地域からの完全排除、 又は個体数・生息範囲 の大幅な減少、被害の 大幅な低減	・ 指針の「3 防除」を参照
防除の方法	捕獲、処分、被害発生 の防止措置等を記載	・ 指針の「3 防除」、「4 捕獲」、「5 被害発生 の防止措置」を参照
合意形成の 経緯	協議会・説明会等の開 催状況などを記載	
普及啓発	普及啓発の推進に係る 方針などを記載	・ 指針の「6 普及啓発」を参照

2 「緊急的な防除」の確認申請（「防除実施計画」の策定なし）

ア 申請書

外来生物法第18条第1項の規定に基づく申請書を、環境省中国四国地方環境事務所に提出する。

イ 申請書様式

「特定外来生物の防除の確認又は認定申請書（環境省ホームページからダウンロード可能）」に必要事項を記入する。なお、防除実施計画書は添付する必要はない。

申請内容は、表2のとおりとする。

表2 「緊急的な防除」の申請内容

申請事項	内 容	摘 要
特定外来生物の種類	ヌートリア（ミュオカ ストル・コイプス） アライグマ（プロキ オン・ロトル）	・ 和名を記載し、括弧書きで学名を付記する。
防除を行う区域	市町村全域	・ 「緊急的な防除」は、分布が拡大する前に早期に行う必要があることから、想定外の分布拡大にも機動的に対応するため、原則として市町村全域を区域とする。
防除を行う期間	必要な期間	・ 捕獲に必要な期間とする。 ・ 冬期は、他の季節よりヌートリア・アライグマの活動が鈍くなるため、長めの期間設定が必要となる。 ・ 防除期間が申請時よりも長期間になる場合は、必要に応じ期間の延長（申請内容変更）を行う。
目 標	地域からの完全排除	・ 指針の「3 防除」を参照
防除の方法	捕獲、処分、被害発生 の防止措置等を記載	・ 指針の「3 防除」「4 捕獲」「5 被害発生 の防止措置」を参照

(様式 10)

記入例

特定外来生物の防除の確認申請書

特定外来生物の防除を行いますので、防除に係る(確認/認定)を受けたく、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)(第18条第1項/第18条第2項)の規定により、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

中国四国農政局長 殿

中国四国地方環境事務所長 殿

鳥取県 市町村

市町村長 印

電話番号: 0000-00-0000

1. 申請の種類	確認(法第18条第1項) / 認定(第18条第2項) 新規 / 申請内容変更			
2. 防除の内容の概要	1) 特定外来生物の種類	ミュオカストル・コイプス(ヌートリア) プロキユオン・ロトル(アライグマ)		
	2) 区域	市町村全域		
	3) 期間	確認の日 ~ 平成23年3月31日		
	4) 目標	(生息範囲が狭く被害が未確認、又は軽微な地域) 地域からの完全排除を目標とする。 (生息範囲が広範囲で被害が甚大な地域) 被害の低減、個体数の減少を目標とする。		
	5) 防除の方法	計画的な防除として「箱わな」により捕獲し適切に処分することとする。 (詳細は別添「防除実施計画書」のとおり) (捕獲等をした特定外来生物の取扱い: 飼養等 / 殺処分)		
3. 添付図面等	区域図、防除実施計画書、定款又は寄付行為 申請者の略歴を示した書類、過去3年間の活動実績を記載した書類			
4. 備考				
担当者連絡先 (本申請に係る 担当者情報を 記載)	氏名		所属・役職	市町村 部局 課 係
	住所	鳥取県 市町村		
	電話番号	0000-00-0000	電子メールアドレス	@ .jp

(記載上の注意事項)

申請書の記載に当たっては、以下の注意事項に沿って記載する。
なお、欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック(レ)を入れる。

1. 申請の種類

申請者が、地方公共団体の場合は「確認」を選択し、地方公共団体以外の場合は、「認定」を選択する。

また、「新規」又は「申請内容変更」のいずれかを選択する。

2. 防除の内容の概要

防除実施計画書に基づき、その概要について以下の事項について記載する。

1) 特定外来生物の種類：防除の対象として捕獲等をする特定外来生物の種類名について、和名及び学名(和名が存在しない場合は学名のみ)を記載する。

複数の特定外来生物について捕獲等をする場合は、全ての種類名を記載する。

2) 区域：防除を行う区域について、具体的に記載する。

3) 期間：防除を行う期間について記載する。

4) 目標：防除の目標について記載する。

5) 防除の方法：防除を行う方法、使用又は設置する機材等について記載し、捕獲等をした特定外来生物の取扱いについて飼養等又は殺処分のいずれかを選択する。

3. 添付図面等

「区域図」については、適正な縮尺のものとする。

「定款又は寄付行為」及び「過去3年間の活動実績を記載した書類」は、地方公共団体以外の者が防除の「認定」に係る申請を行う場合のみ添付する。個人が防除の「認定」の申請を行う場合は「定款及び寄付行為」の添付は不要とする。

4. 備考

他の法令の規定により、当該防除に伴い行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況を記入する。